

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として、有効に活用する広告事業により、市の新たな財源を確保し、もって、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が発行する広報印刷物及び市が使用する封筒その他の印刷物
- (2) 市が作成し管理するホームページ
- (3) 市の公有財産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める市有財産

2 この要綱において「広告事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広告媒体への民間企業等の広告の掲載又は掲出
- (2) 施設命名権の売却

(広告事業の範囲)

第3条 広告事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告事業を実施しないものとする。

- (1) 法令等に違反する、又はそのおそれがある場合
- (2) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある場合
- (3) 政治性又は宗教性のある場合
- (4) 社会問題についての主義主張がある場合
- (5) 人権侵害となる、又はそのおそれがある場合
- (6) 個人又は法人の名刺広告である場合
- (7) 美観風致を害するおそれがある場合
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがある場合
- (9) その他広告事業を実施することが不相当であると市長が認める場合

3 前2項に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

(広告事業の募集等)

第4条 広告媒体を所管する課長等は、第2条第2項第1号に掲げる広告事業を実施するときは、次に掲げる事項を掲載した募集要領を定め、広告の募集を行うものとする。

- (1) 広告の掲載又は掲出（以下「掲載等」という。）を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載等の位置、掲載等の期間

- (3) 掲載等に係る料金
  - (4) 募集方法
  - (5) 選定方法
  - (6) その他募集及び契約を行うに当たり必要な事項
- 2 施設を所管する課長等は、第2条第2項第2号に掲げる広告事業を実施するときは、次に掲げる事項を掲載した募集要領を定め、募集を行うものとする。
- (1) 施設命名権を売却する施設の名称及び所在地
  - (2) 募集期間
  - (3) 応募時に提出する証明、書類等
  - (4) 応募者及び名称の条件
  - (5) 施設命名権の売却金額及び契約期間の条件
  - (6) 命名に伴う名称表示の変更等に係る費用負担
  - (7) 選定方法及び選考基準
  - (8) 施設命名権の使用を開始する時期
  - (9) その他施設命名権者の募集及び命名に関して必要な事項  
(広告等の掲載等の取消し等)

第5条 施設を所管する課長等は、広告主又は広告事業により掲載等をした広告等の内容が、第3条第1項若しくは第2項の規定又は同条第3項の規定により定める事項に抵触することが判明したとき、その他当該広告等の掲載等がふさわしくないと認められる事情が生じたときは、当該広告等の掲載等を取り消し、又は契約等を解除することができるよう措置するものとする。

- 2 施設を所管する課長等は、第2条第2項第2号に掲げる広告事業について、広告主が第3条第1項若しくは第2項の規定又は同条第3項の規定により定める事項に抵触することが判明したことにより、契約等を解除しようとする場合には、次条の広告事業活用委員会に諮るものとする。この場合において、当該施設を所管する課長等は、あらかじめ広告主に弁明の機会の付与を行うほか、必要に応じて関係者及び有識者等の意見を聴取するものとする。

(広告事業活用委員会)

第6条 次に掲げる事項を審議するため、石巻市広告事業活用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 市有財産の活用に関する事項
  - (2) 募集要領に関する事項
  - (3) 広告事業の内容に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、広告事業に関する事項
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 財務部次長
  - (2) 総務部管財課長
  - (3) 総務部秘書広報課長

- (4) 財務部市民税課長
- (5) 生活環境部市民課長
- (6) 福祉部福祉総務課長
- (7) 産業部観光課長
- (8) 建設部都市計画課長
- (9) 教育委員会教育総務課長
- (10) 教育委員会体育振興課長
- (11) 病院局事務部病院管理課長

3 委員会に委員長を置き、財務部次長をもって充てる。

4 委員長は、第2項に規定する委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長等を臨時の委員として指名することができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

4 委員長は、広告事業を実施する広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(広告掲載された封筒等の寄附の受入れ)

第8条 第3条から前条までの規定は、広告掲載された封筒等の寄附の受入れについて準用する。

2 前項の規定による広告掲載された封筒等を受入れする場合は、掲載希望者と当該封筒等の作成及び受入れに関する書面を取り交わすものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部行政経営課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年6月1日から施行する。

(市報いしのまき広告掲載取扱要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示(次項において「廃止前の告示」という。)は、廃止する。

(1) 市報いしのまき広告掲載取扱要綱(平成18年石巻市告示第82号)

(2) 市報いしのまき等広告掲載基準(平成18年石巻市告示第83号)

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の告示の規定により契約がなされている広告掲載は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の告示の規定により契約がなされている広告掲載は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年7月24日告示第207号）

この告示は、平成20年7月24日から施行する。

附 則（平成22年4月22日告示第112号）

この告示は、平成22年4月22日から施行する。

附 則（平成22年7月30日告示第172号）

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成23年5月25日告示第137号）

この告示は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月31日告示第111号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日告示第254号）

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第93号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。